

令和３年度 東松山市プレミアム付商品券発行事業 約 款

第１章 総 則

(趣旨)

第１条 東松山市商工会（以下「商工会」という。）では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動制限や休業、時短営業要請等によって影響を受けた事業者に対し、地域経済の活性化を図るため３０％プレミアムとなる東松山市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）発行事業を行う。

２ 本事業の実施に関しては、この約款に定めることによる。

(実施主体)

第２条 商品券発行事業の運営及び管理等は、東松山市商工会が行う。

(実施期間)

第３条 本事業の実施期間は、令和３年７月１日(木)から事務作業等終了の令和４年３月１５日(火)までとする。

(発行総額)

第４条 商品券の発行総額は、以下のとおりとする。

５億２千万円

２ 発行総額のうち販売額は以下のとおりとする。

販売額は４億円とし、３０％にあたる１億２千万円を上乗せ方式のプレミアム分とする。

(商品券の販売内容)

第５条 商品券は、額面１,０００円券（どの加盟店でも使用できる共通券：Ａ券）を８枚、額面５００円券（大型店以外の加盟店専用券：Ｂ券）を１０枚で１冊とし、１冊単位で販売する。

２ 商品券の販売額は、１冊１万円とする。

(券面表示事項)

第６条 商品券に次の事項を記載する。

- ① 発行主体及びその所在地
- ② 利用可能な金額及び期間
- ③ 偽造防止のための通し番号
- ④ 釣銭対応
- ⑤ 紛失、盗難等の免責
- ⑥ 約款の存在
- ⑦ その他、表示が必要な事項

第２章 商品券の販売

(購入対象者)

第７条 商品券の購入対象者は、申込時点で東松山市在住、住民票のある世帯主とする。

(購入限度額)

第８条 商品券の購入は、１世帯３冊を限度とする。

(購入方法及び期間、引換方法等)

第９条 商品券の購入方法は以下のとおりとする。

「専用応募ハガキ」による申込

販売を知らせる折込チラシに付属の専用応募ハガキに必要事項を記載頂き、６３円切手

を貼り郵便ポストへ投函する。

申込受付期間は、令和3年8月21日（土）～9月10日（金）当日消印有効とする。

2 「インターネット」による申込

商工会が構築する東松山市プレミアム付商品券申込サイトにアクセスし必要事項を入力する。

申込受付期間は、令和3年8月23日（月）午前10時～9月10日（金）午後5時とする。

3 申込は1世帯1回限りとし申込受付期間終了後、応募数が発行数を上回った場合は抽選とし、「引換ハガキ」を当選者のみに発送する。

4 引換方法

商品券の引換は、以下の引換場所に引換ハガキと現金を持参して受け取る。なお、申込時に指定(希望)した引換場所の変更は不可とする。

①東松山市総合会館4F多目的ホール

令和3年10月2日（土）、10月3日（日）午前9時～午後4時

②東松山市商工会

令和3年10月4日（月）～12日（火）平日・休日 午前9時～午後4時

但し 令和3年10月9日（土）は休館

③郵便局（東松山、高坂、唐子、東松山柏崎、東松山箭弓、東松山平野、東松山松葉町、東松山石橋、東松山白山台、滑川羽尾）

令和3年10月4日（月）～10月29日（金）平日（月～金）午前9時～午後5時

5 引換にあたり日本郵便株式会社関東支社と商品券販売委託契約を締結する。

（販売の周知）

第10条 販売の周知方法は、次のいずれかの方法とする。

- ① 商工会会報
- ② 商工会ホームページ
- ③ 市広報紙
- ④ 市ホームページ
- ⑤ チラシ配布
- ⑥ ポスター掲示
- ⑤ その他、周知に有効な方法

第3章 商品券の利用

（有効期間）

第11条 商品券の有効期間は、令和3年10月9日（土）から令和4年1月31日（月）までとし、有効期間を経過した商品券は無効とする。

（利用事業所）

第12条 商品券を利用できる事業所は、次に掲げる条件のいずれかに該当する事業所で、第18条による登録手続きを行った事業所とする。

- ① 市内に事業所等を有し東松山市商工会に加入している者
- ② 市外かつ市境付近に事業所等を有し、東松山市商工会に加入している者

2 消費の健全な拡大の観点から、風俗関連業種など本事業の目的に沿わないと認められる事業を営む者は、同条各号の規定に関わらず、利用ができないものとする。

（利用制限）

第13条 商品券は、前条で規定する利用事業所の商品及びサービス等の対価として使用できる

ものとする。ただし、次に掲げる物品の販売、貸付、サービスの提供は利用対象外とする。

- ① 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ② 風営法に規定する特殊営業に係るもの
- ③ 国や地方公共団体、公共料金への支払い
- ④ 取扱店が特別に指定した商品
- ⑤ 株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ⑥ たばこ(たばこ事業法第36条第1項による)
- ⑦ その他東松山市商工会が別途定めたもの

(市内商業活性化対策)

第14条 市内経済の活性化のために、店舗面積1000㎡以上の大規模小売店舗（以下「大型店」という。）及びそれ以外の一般商店等（以下「一般商店」という。）における使用について次のとおり定める。

- ① 商品券1冊18枚綴りのうち、8枚が小規模店及び大型店共通で使用でき、残り10枚は一般商店のみで使用できるものとし、商品券に表示する。
- ② 取扱店は、商品券による購入者に対して、値引き販売等のサービス付加を行って、より一層の販売に努めても構わないものとする。
- ③ 商工会は、商品券取扱店を取扱加盟店一覧等で明記し、利用者との問題が生じないように努め、商品券販売時に利用者に対し、商品券と取扱加盟店一覧等を渡すこととする。

(釣銭)

第15条 商品券取扱店は、商品及びサービス等の対価が商品券額面に満たない場合、釣銭は支払わないこととする。

(紛失等の責務)

第16条 利用者が購入した商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責務とする。

(不正利用の損害)

第17条 偽造等の不正利用により本事業が損失を受けた時は、商工会は、不正利用者に対し、損害金の全額を請求できるものとする。

第4章 取扱店

(取扱店)

第18条 第12条の規定に該当する商工業者は、別に定める「令和3年度東松山市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書」（以下「登録申込書」という。）を商工会に提出し、商工会長の承認を受け取扱店となる。

(取扱店の募集)

第19条 取扱店募集の周知方法は、商工会会報及び商工会ホームページ等によるものとする。

(取扱店登録手続き)

第20条 商品券の取扱いを希望する事業所は、登録申込書を商工会に提出し、商工会長の承認を受けなければならない。なお、令和2年度東松山市プレミアム付商品券の取扱店登録事業者については、同意の有無を確認の上、令和2年度東松山市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書を令和3年度の登録申込書として使用できることとする。

また、承認に際して、商工会は、商工会長の承認を受けた当該事業所に、別に定める「令和3年度東松山市プレミアム付商品券取扱店登録証明書」（以下「登録証明書」という。）を発行するものとする。

(取扱店の責務)

第21条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 利用者が有効期限内に商品券を持参した時は、商品券額面分の物品の販売、貸付、サービ

スの提供を行うこと。

- ② 商工会が配布するポスター、のぼり旗を利用者に見やすい場所に掲示すること。
- ③ 利用者から受け取った商品券は、裏面に取扱店等の記載またはゴム印を押印するとともに、切り取り線に沿って切り取ること。
- ④ 他店の記載または押印がある商品券及び既に切り取り線を切り取ってある商品券は、受け取りを拒否すること。
- ⑤ 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに商工会に連絡すること。
- ⑥ 商品券の交換、譲渡、売買、再利用は禁止する。
- ⑦ 取扱店が、自事業所で商品券を購入し、直接換金することを禁止する。
- ⑧ 商工会並びに市、国が本事業に関して調査を行う時は、報告等の協力をする事。
- ⑨ 本約款に定める規則及び商工会からの指示を遵守すること。

(取扱店資格等の喪失等)

第22条 取扱店において、第13条及び前条の各号に反する行為が認められた場合、商工会は商品券換金拒否、登録の取り消し及び損害金の請求等を行うことがある。

(紛失等の責務)

第23条 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

(届出事項の変更)

第24条 取扱店は、登録事項に変更があった時は、速やかに商工会に届け出るものとする。

第5章 換金

(換金期間)

第25条 利用者が使用した商品券を取扱店が換金できる期間は、令和3年10月12日（火）から令和4年2月21日（月）までの商工会が指定した日とし、換金期間を過ぎた商品券は、無効とする。

(換金方法)

第26条 取扱店が、利用者が使用した商品券を換金する場合は、市内の指定取扱金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、東和銀行、埼玉中央農協）各支店に登録証明書を提示し、東松山市プレミアム付商品券換金請求書及び取扱店名を記載または押印した使用済商品券を提出して、取扱店が指定する金融機関の取扱店名義の口座に入金を受けることとする。

2 換金にあたり、取扱金融機関と東松山市プレミアム付商品券換金等事務委託契約書を締結する。

第6章 雑則

(商工会の責務)

第27条 商工会は、次に掲げる事項を執行しなければならない。

- ① 商品券の発行、売上、回収及び在庫枚数等を記載した記録を作成すること。
- ② 商品券の保管は、特に厳重に行うこと。
- ③ 商品券の盗難・紛失が発生した時は、速やかに商工会長に盗難・紛失のあった商品券番号を報告するとともに、取扱店にその旨を通知すること。
- ④ その他、商品券発行业に必要の運営管理を行うこと。

(紛失等の責務)

第28条 商工会の過失による商品券の盗難・紛失・滅失は、商工会の責務とし、商工会は損害の補填をするものとする。

2 商工会は、前項の全部又は一部補填のため保険に加入する。

(その他)

第29条 商工会は、商品券の購入者並びに取扱店が次のことを行った場合は、返還請求その他商工会で審議決定した処置を取るものとする。

- ① 本約款各条項に反する行為を行ったもの。
- ② 商品券を担保に供し、または質入をすること。
- ③ その他商品券事業の目的に反する行為を行ったもの。

2 商品券発行事業についての問い合わせは、次のとおりとする。

発行事業主体 東松山市商工会

所在地 東松山市材木町2-3

電話番号 0493-22-0761

3 この約款に定めるもののほか、商品券発行事業の実施に伴い必要な事項は、東松山市商工会正副会長が協議して別に定める。

附則

この約款は、令和3年7月1日から施行する。